

綾瀬市入札参加資格者資格停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市が発注する工事等の適正かつ円滑な執行を確保するため、綾瀬市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規則（昭和55年綾瀬市規則第5号）第7条の規定に基づき入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）に対する入札参加資格の停止（以下「資格停止」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表左欄に掲げる違反理由に該当するときは、同表右欄に掲げる停止の期間に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者に対して資格停止を行うものとする。ただし、本市発注工事に関するもの及び本市に本店又は支店若しくは営業所等の登録のある有資格業者に関するものについては、綾瀬市入札・契約制度等検討委員会設置要綱に定める、綾瀬市入札・契約制度等検討委員会（以下「委員会」という。）に諮り、資格停止期間を定める。

(指名取消)

第3条 市長は、資格停止となった有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人に関する資格停止)

第4条 市長は、第2条の規定により資格停止を行う場合において、当該資格停止について責めを負うべき者が有資格業者である下請負人であることが明らかになったときは、委員会に諮り、当該下請負人について、元請負人に対する資格停止の期間の範囲内で期間を定め、資格停止を行うものとする。

(共同企業体に対する資格停止)

第5条 市長は、共同企業体について資格停止を行うときは、委員会に諮り、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該資格停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の資格停止の期間の範囲内で期間を定め、資格停止を行うものとする。

(資格停止の期間の特例)

第6条 有資格業者が一の事案により2以上の停止要件に該当する場合は、最長の停

止期間をもって、資格停止の期間とする。

- 2 有資格業者が資格停止の期間中又は資格停止の満了後1年を経過するまでの間に、停止要件に該当することとなった場合における資格停止のうち、別表に定める最短の停止期間の2倍とする。
- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、停止の期間を短縮し、別の期間を定める必要があると認めるときは、当該期間を当該停止の期間の2分の1にまで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質の事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、資格停止の期間を別に定める必要があると認めるときは、資格停止の期間を2倍の期間まで延長することができる。この場合において、当該期間は、3年を超えない範囲で期間を定めるものとする。
- 5 市長は、資格停止の期間中の有資格業者について、新たに特別な事由が明らかになったとき、又は停止要件に変更があったときは、資格停止の期間の変更又は資格停止を解除することができる。

(資格停止の決定)

第7条 市長は、第2条の規定による資格停止を行うとき若しくは第3条の規定による指名取消又は前条の資格停止の期間の決定に当たり、必要に応じ委員会に諮るものとする。

(資格停止の通知)

第8条 市長は、第2条の規定による資格停止を行うときは、入札参加者資格停止通知書(第1号様式)により、第3条の規定により指名取消を行うときは、指名取消通知書(第2号様式)により、第6条第5項の規定により資格停止の期間を変更又は資格解除をするときは、入札参加者資格停止期間変更・取消・解除通知書(第3号様式)により、当該有資格業者にその旨を通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により資格停止を通知する場合において、当該資格停止の事由が、市の発注した契約に関するものであるときは、改善措置の報告をさせるものとする。
- 3 第1項の場合において、契約主管部長は、入札参加者資格停止について(第4号様式)又は入札参加者資格停止期間変更・取消・解除について(第5号様式)により関係部長に通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第 9 条 市長は、資格停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時その他やむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

(下請負等の禁止)

第 10 条 市長は、資格停止の期間中の有資格業者が新たな工事等の全部若しくは一部を下請負することを承認してはならない。

(資格停止に至らない事由に関する措置)

第 11 条 市長は、資格停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該措置を受けなかった有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(工事事故等の報告)

第 12 条 工事主管課長等は、別表に定める停止要件に該当すると思われる工事事故等が発生したときは、当該工事等を施工する有資格業者に対し、速やかに事故報告書の提出を求めるとともに、契約主管課長に報告するものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、入札参加資格の停止に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

入札参加者資格停止通知書

第 号
年 月 日

様

綾瀬市長 印

次のとおり入札参加資格を停止したので通知します。

1 停止理由

2 停止期間

第2号様式（第8条関係）

指名取消通知書

第 号
年 月 日

様

綾瀬市長 印

次のとおり指名を取消しましたので通知します。

1 取消理由

第3号様式（第8条関係）

入札参加者資格停止期間変更・取消・解除通知書

第 号
年 月 日

様

綾瀬市長 印

年 月 日付け第 号をもって通知した入札参加者資格停止期間について、次のとおり期間変更・取消・解除したので通知します。

1 変更理由

2 従前の停止期間

3 変更後の停止期間

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

殿

部 長

入札参加者資格停止について（通知）

次のとおり（ ）の停止要件に該当したため、入札参加資格を停止したので通知します。

商号又は名称	(登録番号)
代 表 者 名	
住 所	

1 停止理由

2 停止期間

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

殿

部 長

入札参加者資格停止期間変更・取消・解除について（通知）

年 月 日付けをもって通知した入札資格停止について、次のとおり期間変更・取消・解除しましたので通知します。

商号又は名称	(登録番号)
代 表 者 名	
住 所	

1 変更理由

2 従前の停止期間

3 変更後の停止期間

別表（第2条関係）

	違反理由	停止要件	停止の期間
1	虚偽記載	市の発注する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格認定書その他入札前の提出資料に虚偽記載をしたとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
2	粗雑工事	市発注工事等（以下「市工事」という。）の工事等完成（出来高）検査報告書の検査評定点が50点未満のとき。	当該認定をした日から3箇月以上6箇月以内
		市工事の検査評定点が50点以上55点未満を12箇月の間に2回受けたとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
		市工事以外の工事（以下「一般工事」という。）において、過失により工事を粗雑にして、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
3	契約違反	監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
		正当な理由なく工期を遅延したとき。	当該認定をした日から1箇月以上2箇月以内
4	契約締結辞退	落札者が、正当な理由がなく契約を辞退したとき。	当該認定をした日から6箇月以上1年以内
5	公衆等損害事故	市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者（事故発生から24時間以内に死亡した者をいう。以下同じ）を出したとき。	当該認定をした日から3箇月以上6箇月以内
		市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に負傷者を出したとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
		市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆の財産に損害を出したとき。	当該認定をした日から2週間以上1箇月以内
		市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、工事関係者に死亡者を出したとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
		市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、工事関係者に負傷者を出したとき。	当該認定をした日から1箇月以上2箇月以内
		一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆及び工事関係者に死亡者を出したとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
		一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆及び工事関係者に負傷者を出したとき。	当該認定をした日から1箇月以上2箇月以内
6	贈 賄	有資格業者である個人（以下「個人事業者」という。）、有資格業者である法人の代表者又は役員及び使用人（以下「法人代表者等」という。）が、本市職員に対して行われた贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕されないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から1箇年以上2箇年以内

		個人事業者、法人代表者等が、本市以外の公共機関の職員に対して行われた贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕されないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から6箇月以上1箇年以内
7	独占禁止法違反行為	有資格業者が市工事等に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認めるとき。	当該認定をした日から3箇月以上6箇月以内
		有資格業者が本市以外において、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認めるとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
8	入札妨害及び談合行為	個人事業者、法人代表者等が、市工事等に関し競争入札妨害又は入札談合の容疑により逮捕され、又は逮捕されないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から6箇月以上1箇年以内
		有資格業者である個人、有資格業者である法人の代表者又は役員及び使用人が、本市以外の工事等に関し競争入札妨害又は入札談合の容疑により逮捕され、又は逮捕されないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から3箇月以上6箇月以内
9	経営不振	不渡手形を発行したため銀行取引を停止されたとき。	当該認定をした日から再建がなされたと認められる日まで
		従業員、下請負人及び共同企業体の構成員に賃金を支払わなかったとき。	当該認定をした日から支払いが完了したと認められる日まで
		その他経営状況が不安定で入札参加資格者として不適当と認められるとき。	当該認定をした日から安定したと認められる日まで
10	不正又は不誠実な行為	代表役員等が、禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
		前各号に掲げる場合のほか法令、契約等に違反し、又は公序良俗に反する行為をして契約の相手方として不適当であると認められるとき。	その都度定める停止期間